

嬉野市通学路安全推進会議 規約

(名称)

第1条 本会は「嬉野市通学路安全推進会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 会議は、嬉野市において、児童等が安全に通学できる通学路の確保のため関係機関が連携し、継続的に安全対策を実施するために策定した「嬉野市通学路交通安全プログラム」の実施に向けて推進することを目的とする。

(構成)

第3条 会議は学校関係者、警察関係者、道路管理者により構成する。

(会長)

第4条 会議には、会を代表する会長及び副会長を各1名置く。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は会長が招集する。

2 会長は会議の議長となる。

3 会議は、委員の半分以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議の委員報酬は支給しない。

(事務局)

第6条 会議には会の運営、委員等への連絡調整などを行う事務局を設置する。

2 事務局は、嬉野市教育委員会学校教育課、教育総務課、嬉野市建設・新幹線課が務める。

3 会議の進行及び関係機関等への連絡調整は、事務局が行う。

(解散)

第7条 会議は、所期の目的を達成したとき解散するものとする。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は会議に諮って会長が定める。

附則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。